
不動産情報提供のあり方研究会
報 告 書

令和3年3月

公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会

公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会

目 次

1. 研究会の目的と背景	1
1-1 研究会の背景	1
(1) 研究会開催の経緯	1
(2) 昨年度研究会で抽出された課題	1
1-2 本研究会の目的	3
2. ハトマークサイト及び Web 書式作成システムの現状	4
2-1 ハトマークサイトとは	4
(1) ハトマークサイトとは	4
(2) ハトマークサイトの状況	4
1) 宅建協会の参加方法	4
2) ハトマークサイトの運営	4
3) ハトマークサイトの連携状況（俯瞰図）	5
2-2 Web 書式作成システムの状況	6
3. 研究会における議論と論点	7
3-1 研究会設置の目的	7
3-2 研究会開催内容	7
(1) 研究会委員構成	7
(2) 研究会開催経緯	8
3-3 論点整理	12
(1) 研究会での決議内容	12
(2) 主な論点	13
1) 大きな方向性の論点	13
2) 個別具体の論点	16
3-4 今後の検討課題	17
(1) 大きな方向性の論点における課題	17
1) 公益性を意識した仕組みの構築について	17
2) 収集された個人情報の提供のあり方	17
(2) 個別具体の論点における課題	19
3-5 まとめ	20

1. 研究会の目的と背景

1-1 研究会の背景

(1) 研究会開催の経緯

令和元年（2019年）6月17日に、全宅連内に「業務改善・会員支援プロジェクトチーム」（以下「PT」）が設置された。

PTは、将来の人口減少、宅建協会等の会員減少、全宅保証の供託利息減少を見据え、10万会員業者、40万従事者の事業基盤を確立するため、現況の業務改善と会員支援に資する仕組みを提言し、ハトマークグループの発展を目指すことを目的とするものである。

PTでは、8つの検討項目が掲げられ、そのうちハトマークサイトに関連する検討項目が以下の2項目として掲げられた。

- 「重要事項説明書、契約書等のマイページ化とワンストップ入力システムと物件情報サイトの連動、成約情報のストック及びAI査定」
- 「ハトマークサイトの現状分析を踏まえ、将来的にも持続可能な新たなサイト構築の検討」

一方、PTでは、多岐にわたる検討項目を限られた期間で検討するのが困難なため、上記2項目は、全宅連不動産総合研究所内に別途設置する検討会で、令和元年度から令和2年度にかけて検討を行うこととされた。

そうした経緯で設置されたのが、「ハトマークサイト等流通システムのあり方検討会」である。

なお、本検討会は、大きく2期に分けて検討することとされた。

まず、令和元年度をフェーズ1として、ハトマークサイト、民間ポータル、不動産流通機構等、不動産情報の流通システムに係る検討の基礎資料の収集等に充てることとし、続く令和2年度をフェーズ2として、外部有識者等を交えた検討を行い、その成果をもって理事会に報告することとされた。

本報告書は、フェーズ2に位置付けられるものである。

(2) 昨年度研究会で抽出された課題

昨年度の研究会での議論を通して、「運用面の課題」「利用面の課題」「機能面の課題」に分けて、下記の課題が抽出された。

(1) 運用面の課題

- 宅建協会ごとに参加方式が異なるため、全国統一的な運用ができない
- サイト名称が全国統一されていない
- 宅建協会ごとに、傘下会員業者に対する利用促進に温度差がある
- 宅建協会ごとに、消費者に対する周知啓発に温度差がある
- 費用対効果が低いと評価されている
- 広告費が民間ポータルサイトには圧倒的に劣る
- 全宅連及び宅建協会における会員への利用促進、消費者への周知啓発が不十分である

(2) 利用面の課題

- ページビュー数が少ないと評価されている
- 利用者数が少ないと評価されている
- 物件数が少ないと評価されている
- 反響が獲得できないと評価されている
- アットホーム利用会員（ATBB）からの物件情報に依存している

(3) 機能面の課題

- 限られた予算のなかで継続的な機能向上を行う必要がある
- 不動産物件情報ポータルサイトの運営会社がサイト運営を行っている
- 莫大な資金力をもつ民間ポータルサイトと常に比較される
- ハトマークサイト以外からもレインズに登録できる
- 平成 26 年（2014 年）に開設した BtoB サイトの物件数は増加傾向にあるが、機能向上の余地がある

また、フェーズ 2（本年度研究会）に向けた検討結果として、下記のように整理された。

(3) フェーズ 2 に向けた検討結果の整理

フェーズ 1 の検討結果等を踏まえた、フェーズ 2 で必ず検討すべき論点

【論点 1】ハトマークサイト運営費の削減

【論点 2】ハトマークサイト及びその周辺施策の検討

フェーズ 1 の検討内容を踏まえ、具体的な検討結果及び取り組むべき課題を以下のとおり整理した。

- 予算投下には限界がある
- コストダウンが喫緊の課題
- 宅建協会と全宅連の相互協力が成功のカギ
- 全国統一運営の難しさ
- 成熟期に入った物件情報サイト
- IT 化支援による会員の業域確保
- 物件情報サイト周辺施策との‘横連携’
- これまでの検討成果を活かして次のステージに

1－2 本研究会の目的

本年度では、昨年度に整理された課題及び検討項目を踏まえ、ハトマークサイト運営費の削減の可能性について検討を行った上で、下記の２点について意思決定を行う。

●経営資源の有効活用を踏まえ、他システム会社を含めた選定の見直しを行うことの可否について

●物件情報連動システム構築の可否について

上記意思決定の内容を踏まえて、下図に示すWeb 書式作成システムを骨幹とした、物件情報連動システムの在り方や蓄積された情報の提供のあり方について検討を行っていく。

<WEB 書式作成システム>

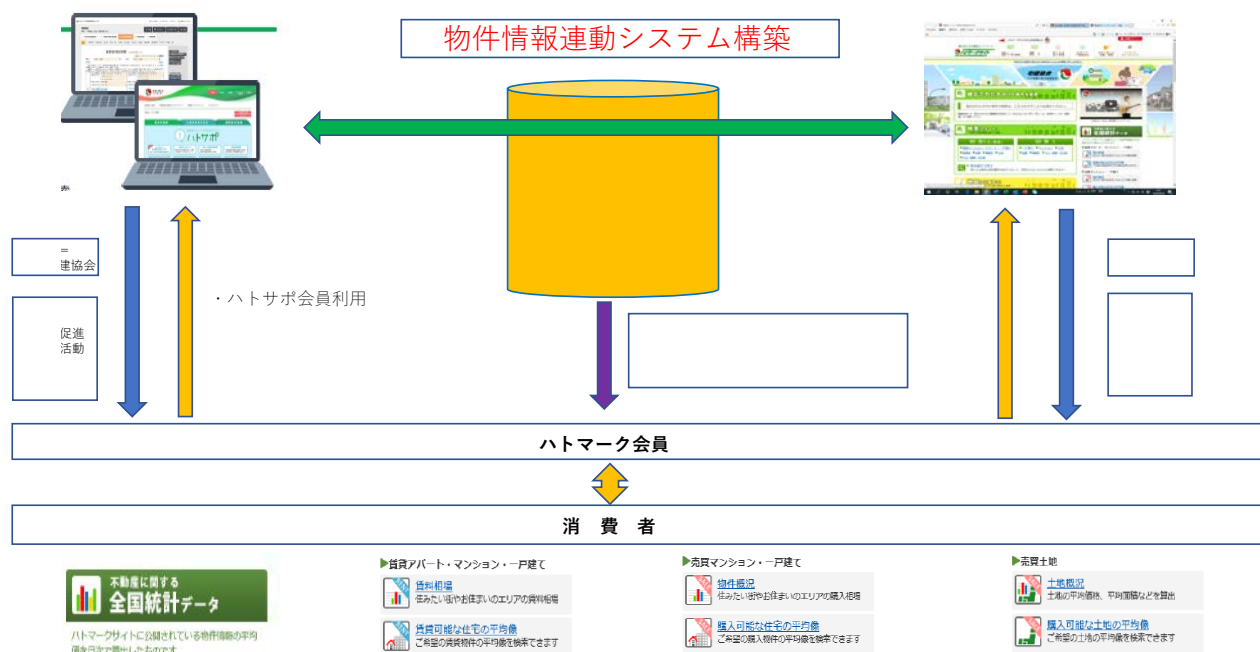


図 1－1 物件情報連動システムの構築イメージ

2. ハトマークサイト及び Web 書式作成システムの現状

2-1 ハトマークサイトとは

(1) ハトマークサイトとは

「ハトマークサイト」は、インターネットにより消費者向けに不動産物件情報を提供するシステムであり、宅建協会が運営する不動産物件情報サイトを全国統合（全宅連統合サイト）したものである。

サイトの開設は平成 15 年（2003 年）4 月 1 日、平成 26 年（2014 年）には大幅なリニューアルを行った。

(2) ハトマークサイトの状況

1) 宅建協会の参加方法

宅建協会がハトマークサイトに参加する方式は以下のとおり。

① ケース AB

全宅連統合サイトのシステムを利用（ASP 方式）

※現在はケース A とケース B は統合し、ケース AB として運用。

【参考】ケース A（全宅連統合サイトのシステムのみ利用）

ケース B（全宅連統合サイトに加え、各協会でも HP を持ち、宅建協会会員が登録した当該都道府県所在物件の閲覧が可能）

② ケース C

宅建協会ですべて独自に運営している物件情報サイトからデータのみ受信（FTP 方式）。

③ ケース AB+C（併用）

同一協会内でケース AB とケース C を併用している方式。

※ただし、1 会員が利用できるのはどちらか 1 システムだけというのが原則。

【参加方法の整理】

参加方式	登録システム	検索システム
ケース AB	ハトマークサイト登録検索システム	ハトマークサイト（全国版） ハトマークサイト（都道府県版）
ケース C	宅建協会独自登録システム	ハトマークサイト（全国版） 宅建協会独自システム（都道府県）

2) ハトマークサイトの運営

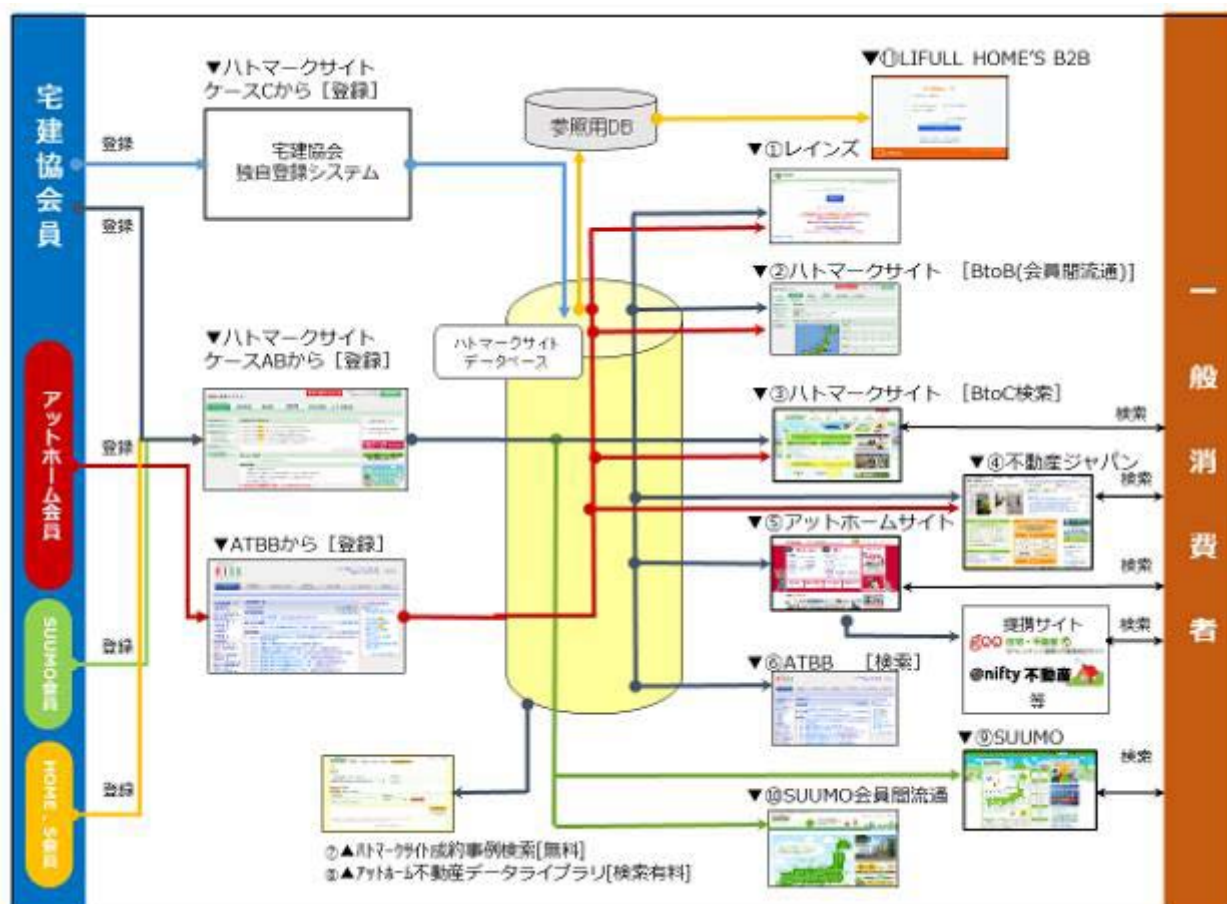
〔システム運営〕 アットホーム株式会社

〔ヘルプデスク〕 アットホーム株式会社

〔会員管理〕 宅建協会事務局が会員管理（ID・PASS の管理等）を行っている。

3) ハトマークサイトの連携状況（俯瞰図）

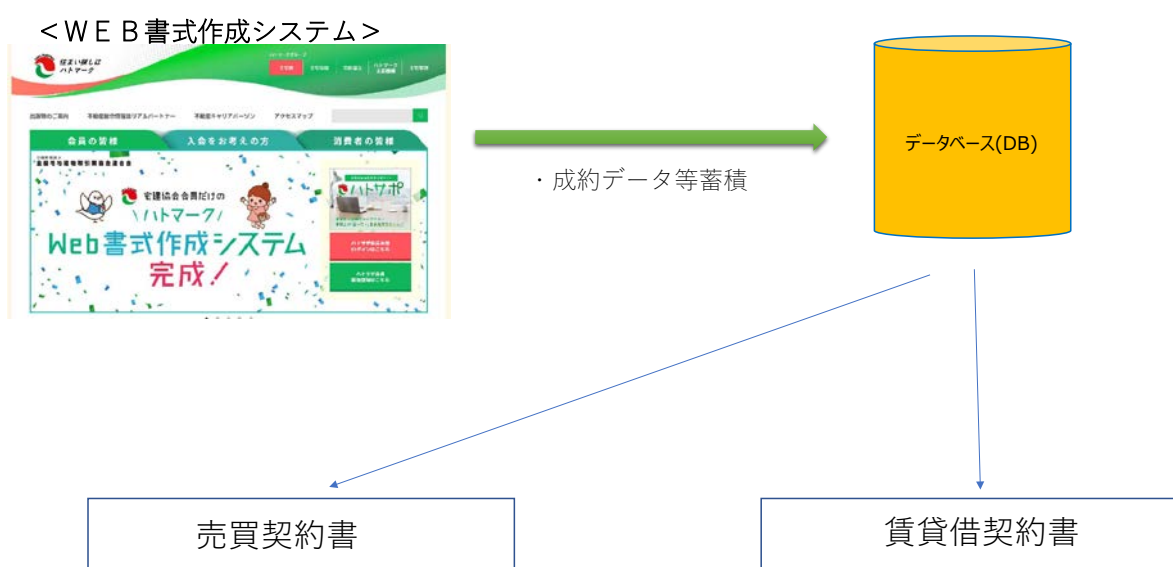
ハトマークサイトと関連する他ポータルサイト等との連携状況は以下のとおり。



2-2 Web 書式作成システムの状況

Web 書式作成システムは、令和2年8月より運用開始されており、契約書式作成数は令和3年2月28日現在、売買書式80,199件、賃貸書式36,674件、総数116,873件の利用、案件作成会員は11,063人となっている。

本システムは全宅連HP内、会員業務支援サイト「ハトサポ」にログインすることで利用することができる。このWeb 書式作成システムで契約書等が作成されることで、成約データがデータベースに蓄積されていくことになる。



出典：（公社）全国宅地建物取引業協会連合会

3. 研究会における議論と論点

3-1 研究会設置の目的

本会が運営するハトマークサイトでは、大規模災害時の被災者向け物件情報や不動産に係る賃料動向等の統計情報を提供する等、消費者にとって有用な情報を提供し、一定の評価を得ているが、運用開始から17年が経過し、運用面、利用面、機能面での課題が指摘されていることは、昨年度設置し検討された「ハトマークサイト等流通システムのあり方検討会（フェーズ1）」で示されたとおりである。令和2年度は、（フェーズ1）の検討で示された「フェーズ2で必ず検討すべきとされた論点」及び、令和2年8月に運用を開始した「ハトマーク Web 書式作成システム」により収集される成約データなどの新たな不動産情報の活用方策等について、その方向性を示すために設置するものである。

なお、本研究会が示す方向性の具体化にあたっては、所管する各委員会がこれを行う。

3-2 研究会開催内容

（1）研究会委員構成

本研究については、学識経験者を招いた研究会を組成し、計3回の議論を行った。

<不動産情報提供のあり方研究会 構成メンバー>

《座 長》

庄 司 昌 彦 武蔵大学社会学部教授

《委 員》

武 藤 祥 郎	東京大学大学院経済学研究科特任教授
千 振 和 雄（京都）	全宅連副会長
加 藤 龍 雄（福岡）	不動産総合研究所所長
飯 野 郁 男（東京）	情報提供委員会委員長
菅 尾 悟 （三重）	情報提供委員会副委員長
尾久土 治 （大阪）	情報提供委員会副委員長
熊 谷 則 一	弁護士（第3回研究会）

《協力機関》

株式会社 価値総合研究所

(2) 研究会開催経緯

第一回研究会

日時：令和2年10月7日 13時30分～15時30分

場所：全宅連会館会議室及びWebにて開催

検討内容：

1. 【費用見直しを含めたハトマークサイト運営費の検討】
2. 【ハトマークサイト及び周辺施策の検討】
 - ・ 物件情報連動システムの構築
3. 【その他】
 - ・ 意見交換

<主な議論要旨>

【費用見直しを含めたハトマークサイト運営費の検討】

- 運營業務手数料（固定費）の削減可能性の可否
- 1年後、2年後を見据えた新しいWeb書式システムとの連携が重要
- 会員業務支援ツールとしての新システム構築が必要である
- 47協会が統一感をもったハトマークサイト構築が必要である
- 入口を1つにし、ハトマークサイト経由での物件登録件数の確保を検討すべき
- 宅建協会の協力を得るには将来的な財政基盤を勘案して検討すべき
- 公益法人としてのハトマークサイト運営が重要
- 物件情報量の少なさの課題への対処方法
- 利用促進のカギは、会員業者の負担軽減と物件の回転数の増加である
- 行政との連携、協力による利用促進を図るべき
- 情報の登録と書式作成システムの使用の効果的連動策の検討
- 地域性の視点も考慮すべきである

【ハトマークサイト及び周辺施策の検討】

- 物件登録と書式作成システムの連動、一本化方策の検討が必要
- データや情報の流れを今後どうしていくかについての検討が必要
- Web書式作成システムの利便性向上を踏まえた議論が必要

【その他】

- Web書式作成システムを活用した大手との対抗方策の検討

第二回研究会

日時：令和2年12月7日 10時～12時

場所：全宅連会館会議室及び Web にて開催

検討内容：

1. 【第1回研究会における議論内容および決定事項について】
2. 【Web書式作成システムにより収集されたデータ（成約情報等）の活用方策について】
3. 【その他】
 - ・意見交換

＜主な議論要旨＞

【第一回の議論を踏まえての意見（売買と賃貸を意識したシステムづくりについて）】

- 売買仲介では媒介契約からWeb書式の入稿にハトサポから入り、ハトマークサイトに連動して容易に情報収集可能なオープンデータ（用途地域・建物情報等）がないので、情報収集が課題
- 多くの管理戸数を持つ事業者は、既に自前で一貫したシステム保有
- 大手各社が保有する自前システムよりも、利便性向上が非常に重要
- 全宅連のハトマークサイトでは、費用無料をアピールし、データを皆で共有する意義が必要
- 賃貸は管理と直結。管理の標準化ということに向けて全宅連として考えることが必要
- 売買物件に限り、媒介契約ができるときに入稿システムと一緒にできるということが望める。売買先行で考え次に賃貸をとという二段構えで検討
- 売買と賃貸では仕事内容が違う。どちらか一本でやっていくということに対して疑問
- ハトマークサイト〇〇という形で、レイنزのように4ヶ所（エリア）に分け、さらに売買と賃貸を分けて考える
- 今は窓口が別々に入ってきている。せめてその部分だけ統合
- 宅建協会の会員の戸数管理の実態や管理システムに関するニーズについて、多角的な面からアンケート実施予定。管理戸数別に管理ソフトのニーズを把握していきたい
- 今後のテクノロジー進展の見極めが難しい。技術は日進月歩。全宅連は状況を把握して、課題に対応していくという役目が重要
- この賃貸データは非常に価値が高い

【第一回の議論を踏まえての意見（機能分担について）】

- 国が策定した、オープンデータの利用も見定めていくと長く使えるものになる
- 国がつくるとするのは、見た目は良いが、うまくいかないケースもある
- データのつくり方のみを決めて、違うソフトを使っても流通するように標準化するというのも一方策
- 入口部分は共通で何らかのシステムをつくり、民間ソフトと組合わせて使うという方法もある

【Web書式作成システムにより収集されたデータ（成約情報等）の活用方策について】

- データの活用にあたって、統計的なものには反対である。統計データとすることについては、AI査定も含めて様々な参入がある
- 業界の常識はかなり高度になっており、専門性が必要な分野である。統計をつくることを全

宅連から委託したところが生業にしまうと、一気に時代遅れになることが危惧される

- 個人情報保護法との絡みというのは整理が必要
- ハトマークサイトとレインズの関係性や位置づけは議論する必要がある
- 成約データはリアル情報であり宝である
- データの活用について価格査定という形でデータを使うことがほとんどではないか
- 現場の知見と専門家の考えがマッチしたような議論ができれば意義がある
- 書式システムを使って仕事をしていく上で業務をよりよくするため、ログデータの利用も考える必要がある。例えば、行政手続きのサイトでは、「利用者が何分かかって手続きしたなどの情報」を、短くするにはどこを改善すればいいかという検討に繋がる

【その他意見交換】

- 新しいデータベースをつくる考え方は、全宅連の中では、委員会の権限を越えた横断的な検討事項である
- ハトサポの中にハトマークの会員の物件の登録作成システムというような形の方策検討要
- 会員の希望は、安全な取引のために法改正に準拠した書式と物件の反響
- ワンスオンリーには、あまり反対する人はいない。データの質もよくなるはずなので、大事なポリシー

第三回研究会

日時：令和3年2月24日 10時～12時

場所：全宅連会館会議室及び Web にて開催

検討項目

1. 【第2回研究会における議論内容について】
2. 【Web 書式作成システムにより収集されたデータ（成約情報等）の利活用に向けた課題と方策について】
3. 【本研究会における報告書（案）について】
4. 【その他】
 - ・意見交換

＜主な議論要旨＞

【Web 書式作成システムにより収集されたデータ（成約情報等）の利活用に向けた課題と方策について】

※事務局から、「成約情報の利活用に向けた課題と方策の整理」として、「第三者提供の同意を取る方法」、「オプトアウトによる第三者提供を行う方法」、「個人データの委託を受ける方法」の比較表が提示され、それをもとに議論を行った。

- 一度作成したらそれを改善し続けていかないと、社会が変化に追いつかないということが、改めて認識されている。このテーマについても、一度議論すれば OK というものではない。様子を見ながら、どんどん議論をまた積み重ねてバージョンアップしていくというようなやり方になるのではないかと

- 全宅連が成約情報を得ていることと、全宅連がそれを外部に出すことをわけて考える必要がある
- 顧客から第三者提供の同意を得れば、全宅連が対外的にどのように利用するかを決めることができ、問題なく提供可能となる。委託方式の場合では、委託の範囲でしか利活用できないという課題がある
- 委託に伴って提供された個人データを委託先が自社のために匿名加工情報に加工した上で利用することはできない、また、複数の委託者から個人情報の委託を受けるような形式は認められない、という主旨のQ&Aが更新されており、委託形式を採用する意味はないと思われる
- 統計データとして利用する場合には、まずは適法にデータを受理していることが前提となるが、委託の中で統計データとして利用できるかは別の観点から考えなければならない
- 第三者提供か、委託かの整理は必要であるが、全宅連が何をしようとしているのかを決めて、それから逆算して考える必要がある
- うまく会員にアピールできる形にしたい。価格査定に使用することはイメージできるが、具体的にどのように活用するかを決める必要がある。そこから逆算の必要がある
- 顧客の同意に関しては、売主、買主双方の同意が必要である
- 顧客の個人情報なので、同意を取るのは難しいかもしれない。会員会社が同意を取る際に、第三者提供を行うというところまで同意を取れるかが問題だ。それができなければ、全宅連は全宅連としてオプトアウトしておくという方法だろうか
- レインズの登録を含め、一括して同意を取っておくのがよいのではないか
- レインズでは専任媒介以上は法律上登録が義務付けられており、第三者提供についても、法律上義務付けられているような第三者提供は本人の同意は不要という解釈だろう
- 全宅連に提供することに同意を得られたとしても、その先にどのように使われるかの同意を得ることが必要なのではないか
- 合法的に情報を取得することとは別に、その後、ダイレクトメールが来たりなど、顧客に嫌悪感を抱かせないようにすることが重要である。全宅連の名誉にかけて消費者に不愉快な思いをさせるわけにはいかない
- 個人情報に関しては、詰めるところまで詰めた議論をする必要がある
- 情報については、ある程度自由度を持った利活用を行いたいので、その方法をあらかじめ考えておくことが重要だ
- 仕事ができる環境を常に考えている。物件及びその情報は生鮮食品と同じ‘なまもの’であるという考え方が必要だ
- 媒介契約時に同意を取れば、同意が一気通貫できるのか、成約時に改めて同意を取るのかについては、制度設計上の問題である

【本研究会における報告書（案）について】

- 公益性の観点からも、このシステムを稼働させることにより、レインズの情報充実への寄与や、不動産取引市場全体の透明性に寄与するという考え方を加筆したい

3-3 論点整理

(1) 研究会での決議内容

令和2年10月7日に開催された第一回研究会において、議論を進めるにあたっての前提となる、下記の2項目について議論を行い、下記に示す決議を得た。

第二回研究会以降は、この決議結果を前提に議論を行った。

① 協議事項

【経営資源の有効活用を踏まえ、他システム会社を含めた選定の見直しを行うことの可否について。】

＜前提＞

○システム会社選定にあたっては、担当委員会にて実績・機能・費用等、提案内容を含め議論を行って頂く。

○費用削減が見込める場合、削減した額を別途、新たなシステム開発費（新たな投資）として利用する。

■ 協議結果

他システム会社を含めた選定の見直しを行うことで可決決定。

② 協議事項

【物件情報連動システム構築の可否について。】

＜前提＞

○Web 書式作成システムの安定稼働（要望等）が図られた後、物件情報連動システムの具体的なスケジュール等を踏まえ担当委員会にて検討頂く。

■ 協議結果

物件情報連動システムの構築を行うことで可決決定。

- 経営資源の有効活用を踏まえ、他システム会社を含めた選定の見直しを行うことの可否について議論し、システム会社選定にあたっては担当委員会にて実績、機能、費用等を、提案内容を含め議論することとなった。
- 費用削減が見込める場合、削減したあと、別途新たなシステム開発費、新たな投資として利用するという点について、物件情報連動システムの構築を進めていくことで可決決定となった。

(2) 主な論点

研究会では様々な議論が行われたが、ここでは大きな方向性を示す論点と、個別具体の論点にわけて整理を行う。

1) 大きな方向性の論点

① 公益性を意識した仕組みの構築

全宅連という組織の性質及びハトマークサイトというシステムの性質を踏まえ、これから具体的な検討を進める仕組みについては、常に公益性を意識する必要がある。

宅地建物取引業は、常に消費者保護を重視することが必要であり、情報提供のあり方についても、消費者の保護と利益につながる必要がある。

具体的には、消費者が売買を行う際に、適正な価格の判断につながる価格査定の指標として提供することなどが考えられる。

また、不動産取引に関するデータの充実を図り、不動産取引市場の透明性に寄与することも重要である。

さらに、公益性という意味合いでは、公共性を持つ団体への何らかの貢献ができる仕組みも意識することも考えられる。

② 収集された個人情報の提供のあり方

現在のシステム運用により蓄積される情報は、個人情報に該当するものであり、その活用にあたっては、個人情報保護法、宅地建物取引業法上の守秘義務に対して十分に留意する必要がある。

データの利活用にあたっては、誰に対して提供するものか、どのような形態の情報を提供するか、の両面から検討を進め、最も効果的な方法を導出することが望まれる。

<参考>

個人情報保護法（15条・16条1項）

（利用目的の特定）

- ・第15条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的による制限）

- ・第16条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2（略）

3（略）

個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（概要）

- 平成27年改正個人情報保護法に設けられた「**いわゆる3年ごと見直し**」に関する規定（附則第12条）に基づき、個人情報保護委員会において、関係団体・有識者からのヒアリング等を行い、実態把握や論点整理等を実施。
- 自身の個人情報に対する意識の高まり、技術革新を踏まえた保護と利活用のバランス、越境データの流通増大に伴う新たなリスクへの対応等の観点から、**今般、個人情報保護法の改正を行い、以下の措置を講ずることとしたもの。**

改正法の内容

1. 個人の権利の在り方

- **利用停止・消去等の個人の請求権**について、不正取得等の一部の法違反の場合に加えて、**個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合にも要件を緩和**する。
- **保有個人データの開示方法**（※）について、**電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるようにする。**
（※）現行は、原則として、書面の交付による方法とされている。
- 個人データの授受に関する**第三者提供記録**について、**本人が開示請求**できるようにする。
- 6ヶ月以内に消去する**短期保存データ**について、保有個人データに含めることとし、**開示、利用停止等の対象**とする。
- オプトアウト規定（※）により第三者に提供できる個人データの範囲を限定し、**①不正取得された個人データ、②オプトアウト規定により提供された個人データについても対象外**とする。
（※）本人の求めがあれば事後的に停止することを前提に、提供する個人データの項目等を公表した上で、本人の同意なく第三者に個人データを提供できる制度。

2. 事業者の守るべき責務の在り方

- 漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある場合（※）に、**委員会への報告及び本人への通知を義務化**する。
（※）一定数以上の個人データの漏えい、一定の類型に該当する場合に限定。
- **違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法**により個人情報を利用してはならない旨を明確化する。

3. 事業者による自主的な取組を促す仕組みの在り方

- 認定団体制度について、現行制度（※）に加え、**企業の特定分野（部門）を対象とする団体を認定できるようにする。**
（※）現行の認定団体は、対象事業者のすべての分野（部門）を対象とする。

4. データ利活用に関する施策の在り方

- イノベーションを促進する観点から、氏名等を削除した「**仮名加工情報**」を創設し、内部分析に限定する等を条件に、**開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和**する。
- 提供元では個人データに該当しないものの、**提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供**について、**本人同意が得られていること等の確認を義務**付ける。

5. ペナルティの在り方

- 委員会による命令違反・委員会に対する虚偽報告等の**法定刑を引き上げる。**
（※）命令違反：6月以下の懲役又は30万円以下の罰金
→ 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
虚偽報告等：30万円以下の罰金 → 50万円以下の罰金
- データベース等不正提供罪、委員会による命令違反の罰金について、**法人と個人の資力格差等を勘案して、法人に対しては行為者よりも罰金刑の最高額を引き上げる（法人重科）。**
（※）個人と同額の罰金（50万円又は30万円以下の罰金）→ 1億円以下の罰金

6. 法の域外適用・越境移転の在り方

- 日本国内にある者に係る個人情報等を取り扱う外国事業者を、**罰則によって担保された報告徴収・命令の対象**とする。
- 外国にある第三者への個人データの提供時に、**移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実等**を求める。

※ その他、本改正に伴い、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律」においても、一括法として所要の措置（漏えい等報告、法定刑の引上げ等）を講ずる。

<参考>

宅建業法（45条、75条の3）

第45条（秘密を守る義務）

・第45条 宅地建物取引業者は、正当な理由がある場合でなければ、その業務上取り扱ったことについて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。宅地建物取引業を営まなくなった後であっても、また同様とする。

第75条の3（宅地建物取引業者の使用人等の秘密を守る義務）

・宅地建物取引業者の使用人その他の従業者は、正当な理由がある場合でなければ、宅地建物取引業の業務を補助したことについて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。宅地建物取引業者の使用人その他の従業者でなくなった後であっても、また同様とする。

宅建業法の解釈・運用の考え方（第45条関係）

法第45条及び第75条の3の「正当な理由」について

・法第45条及び第75条の3に規定する「正当な理由」としては、以下のようなものが考えられるが、なお「正当な理由」に該当するか否かは、個別具体の事例において判断する必要があると考えられる。

（1）法律上秘密事項を告げる義務がある場合

裁判の証人として証言を求められたとき、税務署等の職員から質問検査権の規定に基づき質問を受けたとき等が挙げられる。

（2）取引の相手方に真実を告げなければならない場合取引事例を顧客や他の宅地建物取引業者に提示

することは、宅地建物取引業者が法第 34 条の 2 第 2 項の規定による義務を果たすため必要な限度において「正当な理由」に該当する。

なお、法第 47 条は宅地建物取引業者に対し、宅地又は建物の売買、交換若しくは賃借の契約の締結について勧誘をするに際し、又はその契約の申込みの撤回若しくは解除若しくは宅地建物取引業に関する取引により生じた債権の行使を妨げるため、同条第 1 号イからニのいずれかに該当する事項について故意に事実を告げなかったり、又は不実のことを告げる行為を禁止しているが、これは取引の関係者に対して取引上重要なことであれば真実を言う義務があることを示したものである。

（３）依頼者本人の承諾があった場合

依頼者本人の承諾があった場合は、依頼者の利益を故意に損なうことがないので守秘義務の対象外である。

（４）他の法令に基づく事務のための資料として提供する場合

地価公示法第 2 条に規定する標準値の価格の判定及び国土利用計画法施行令第 9 条に規定する基準地の標準価格の判定のための資料として、そのための鑑定評価を担当する不動産鑑定士又は不動産鑑定士補に不動産取引事例を提供する場合は挙げられる。

2) 個別具体の論点

①売買情報と賃貸情報の扱い

媒介の行為を通してデータを収集する本システムの性質上、売買のデータは集まりやすいが、賃貸情報は集まりにくいという性質がある。

一方、不動産取引を取り巻く環境として、賃貸データへのニーズも高まっており、賃貸データの蓄積においては、全宅連会員がその主要なプレイヤーになることも期待される。

これについては、誰に対して、どのようなデータを提供するのか本質的な議論も踏まえ、データの収集方法を検討していくことが必要となる。

②レイنزとの連携

現状の取引実務においては、一部地域を除いて全宅連・宅建協会運営のサイトへの情報提供よりも、レイنزへ直接入稿する方法が優先され、団体運営サイトに物件情報が蓄積されない要因となっている。

ハトマーク Web 書式作成システムとハトマークサイトの連携を検討する上で、物件情報収集の入口について、レイنزへの出稿とハトマークサイトへの出稿に係る効果的な連動方策を検討し、新しいハトマークサイトに多くの物件情報が提供される仕組みの構築が必要となる。

また、今後のレイنزの機能や情報提供方策の検討も踏まえて、全宅連・宅建協会における物件情報提供のあり方も検討する必要がある。

③具体的な情報提供の方法

前述したように、公益性を担保した情報提供を行うことが必要となるが、収集された情報は全宅連の価値ある宝であり、システムの持続的運営のためにも、データを用いたマネタイズを意識することも考えられる。具体的には民間事業者等との提携によるデータの有効活用などが考えられる。

④技術の進化を意識

現在、AI を用いた価格査定など、様々な事業者が参入しており、その技術も日進月歩である。上記③とも関連するが、得られた情報を統計処理を行い提供を行う際、価値あるデータとして維持していくためには、技術の進化にも対応していく必要がある。

⑤ワンズオンリーの考え方

不動産取引は、他の財の取引と比較して、取引が完了するまでに多くの工程があり、多くのプレイヤーが関与する。これが情報を集約・収集する際の一つのボトルネックにもなっている。

このことも踏まえ、必要に応じて、行政や関連組織との連携も視野に入れ、一度の作業で情報が蓄積される仕組みづくりを検討することが望まれる。

⑥今後の検討体制について

本研究会での検討内容を具体的に詰めていく際には、全宅連内部の各委員会とも関係する検討項目があり、また弁護士などの専門家を交えた検討を行う必要もある。

3-4 今後の検討課題

今後、検討を進めるにあたっては、まずは、上述した大きな2つの論点について議論を行う必要がある。

(1) 大きな方向性の論点における課題

1) 公益性を意識した仕組みの構築について

公益性の観点では、消費者保護は大前提の課題となる。情報の取得と外部提供を合法的に行うことはもちろんのことだが、それだけでなく、消費者に嫌悪感を抱かれない制度設計を行うことが重要となる。

そのためにも、情報の活用方法を具体的に定め、その活用に必要となる情報の取得方法の検討を行う必要がある。情報の取得に関しては、レイنز等との連携を意識し、消費者の理解のもと、消費者に負担をかけない円滑な方法を検討する必要がある。

また、得られた情報は、レイنزのマーケット情報等と同様に、不動産取引市場の透明性に寄与できる活用方法を検討することが望まれる。

- 合法性だけではなく、消費者に嫌悪感を抱かれない情報取得活用の制度設計
- 不動産取引市場の透明性に寄与できる情報の活用

2) 収集された個人情報の提供のあり方

上記した情報取得活用の制度設計を行うにあたっては、まずは得られた情報を誰に対して、どのような形態で提供するのか、といった情報の活用方法を定める必要があり、次にその活用方法を充足できる情報取得の方法を検討するステップとなる。

情報の取得方法については、「第三者の提供を受ける方法」、「オプトアウトによる第三者提供を行う方法」、「個人データの委託を受ける方法」の3つの方法について検討を行った。

現時点では、価格査定情報として活用することが想定されているが、そのためには限りなく個々の物件取引情報として活用することが望ましく、匿名加工情報としての利活用が想定される。この場合、委託方式では、個人情報保護法の観点から、委託を受けた全宅連が匿名加工情報として利用することは困難と考えられるため、売主・買主からの第三者提供を受ける、またはオプトアウト方式の採用を検討する必要がある（詳細は次ページ参照）。

一方、統計データとしての活用も候補としてあがっているが、これについては、委託方式での対応も考えられるが、委託内容として統計加工が可能かについては、別途検討を要する。

いずれにしても、制度全体の設計を行うにあたって、まずは、上記した公益性を重視し、情報の具体的な利活用のイメージを検討し、それを実現するための情報取得方法を検討する必要がある。

- 制度設計を行うにあたって、まずは情報の具体的な利活用イメージを検討
- 次に、その利活用を実現できる情報取得方法を検討

（第三回研究会資料） 個人情報保護法を踏まえた成約情報の利活用パターン

（1）第三者提供の同意を得る方法	（2）オプトアウトによる第三者提供を行う方法	（3）個人データの委託を受ける方法
①会員が顧客から、さらに②全宅連が会員から、何らかの形で成約情報を含む個人情報を第三者に提供することの同意を得る方法。 《同意を得る方法（案）》 ①Web書式作成システムの利用時に、同意を取り付ける（利用の都度チェック、又は初回利用時に同意にチェック） ②会員各社と同意書を締結する	①会員自身が、さらに②全宅連が、①一定の事項につき、②あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知りうる状態に置き、③個人情報保護委員会に届け出る方法。 あらかじめ本人の同意を得なくても、「個人データ」(注)を第三者に提供することが認めれる（個人情報保護法(以下「法」)23条2項） (注)個人情報データベース等の中の個人情報をいう（法2条6項）	会員から個人データの委託を受ける方法。 利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データの取扱いに関する業務の全部又は一部を委託することに伴い、当該個人データが提供される場合には、当該提供先は第三者に該当しない（法23条5項）。 会員の現状のシステム利用は個人データの委託と整理できる。

2. 利活用方法の考察

この方法は、成約情報の利活用方策としては理想的。ただし、同意を取り付ける作業のハードルが高い。容易に同意を取り付ける方法があれば有力な選択肢。	この方法は、あらかじめ本人の同意がなくても第三者提供が可能である点で優位性があるが、本人の求めに応じて第三者への提供を停止することが必要である等、様々な制約があるため、慎重な検討が必要。	この方法は、個人データの提供にあたり、本人の同意やオプトアウトを行う必要がないため、有力な選択肢。 ただし、委託の範囲内でしか個人データを利用することが困難なため、どこまでを委託の範囲となし得るかにより、成約情報の利活用の可否が決まる。 ※受託者（全宅連）に情報漏えい等があった場合、委託者（会員）責任を問われる可能性あり。
--	--	---

3. 利活用の自由度

成約情報の利用の自由度が高く、もっともニーズが高いと思われる価格査定への利活用も現実味あり。	成約情報の利用の自由度が高く、もっともニーズが高いと思われる価格査定への利活用も現実味あり。	成約情報の利用は、委託の範囲に限定されるため、自由度が高いとはいえない。 委託を受けた個人データを「匿名加工情報」(注)として利活用する方法が考えられるが、その場合、会員や非会員にどのような情報を提供できるか、また、委託を受けた個人データを匿名加工情報に変換することへの同意の要否、及び同意の取得方法についてもあわせて精査が必要。 (注)個人情報に含まれる記述等の一部を削除し、又は個人識別符号（個人番号や免許証番号等）の全部を削除するなどして、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人情報であって、当該個人情報を復元できないようにしたものをいう（法2条9項）
---	---	--

4. 情報の提供先

成約情報の提供先は、会員向け、非会員向けとも同程度の配慮が必要であり、会員向けならば制限を緩和できるという性質のものではない。

5. システム的な配慮

万一、個人と物件情報が紐づいたまま情報が漏えいしてしまった場合、運営主体の責任を問われることは不可避。

例えば、Web書式作成システムとは別個に公表用システムを用意し、氏名と物件情報が結び付けられない（個人情報を復元できない）状態で公表する等、個人情報漏えいへのシステム的な配慮が必須。

6. まとめ

【方策案1-1（第三者提供の同意を得る方法）】簡易な方法で第三者提供の同意を得た上で、価格査定や市況データ等に利活用する。

【方策案1-2（個人データの委託を受ける方法）】（Web書式作成システム上で）会員から個人データの委託を受け、匿名加工情報として利用できる範囲で成約情報を利活用する。

【方策案2】個人情報保護法に抵触しないよう、(1)～(3)の方法によらず‘統計データ’として利活用する。

※(2)の「オプトアウトによる第三者提供を行う方法」は困難と考える。

※いずれの方法によっても、情報漏えいリスクを低減させる仕組み及び情報管理ルール等の構築が必須。

(2) 個別具体の論点における課題

① 売買情報と賃貸情報の扱い

現時点でも、売買データが先行して蓄積されている状況である。

しかし、論点整理でも述べたように、不動産取引を取り巻く環境として、賃貸データへのニーズも高まっており、賃貸データの蓄積においては、全宅連会員がその主要なプレイヤーになることも期待される。

これについては、(1) (2) でも触れたように、情報の利活用のイメージを検討する中で、引き続きの検討課題とする。

② レイنزとの連携

レイنزの連携に関しては、情報取得を円滑にするための連携と、不動産市場の透明性に寄与する情報蓄積の連携の2つの側面がある。

前者については、情報取得の制度設計の中で検討を行い、後者については、公益性の観点を踏まえた情報の利活用の中で検討を行うことになる。

いずれにしてもレイنزとの連携は、本システムの運用にあたって検討すべき課題となる。

③ 具体的な情報提供の方法

情報の提供の方法については、どのような情報を提供するかという課題と一体的に検討を行う必要のある課題となる。

まずは公益性を確保することが前提となるが、論点整理でも述べたように、収集された情報は全宅連の価値ある宝であるため、外部への販売など、収益化を図る提供方法も引き続きの検討課題である。

④ 技術の進化を意識

現時点では、個々の物件情報（匿名加工情報）としての提供以外に、統計処理をした形で提供を行う方法も候補としてあがっている。

個々の物件情報であれば、その情報自体に価値があるが、統計処理を行う場合には、処理の仕方にもよるが、一定の技術が投入される。

その技術は、日進月歩なため、投入された技術が陳腐化しないように、常にアップデートを意識する必要がある。

⑤ ワンスオンリーの考え方

この論点は、情報蓄積の円滑性の観点だけでなく、情報取得時における消費者負担の軽減や不信感の回避、さらにはレイنزとの連携による厚みのある情報蓄積という公益的な観点からも重要な論点であり、会員負担の軽減の意味からも制度設計上においても重要な意味を持つ。

まずは、どのような情報を誰に対して提供するのかを定め、それに応じた情報取得のテクニカルな手法を定め、次に、②で示したレイنزとの連携を意識し、ワンスオンリーの考え方に基づき、情報取得・蓄積の手順について定めていく必要がある。

⑥ 今後の検討体制について

本研究会は、本年度で終了となるが、本研究会で議論された論点や課題については、各専門委

員会に引き継がれ、詳細の議論が行われることになる。

その際は、各委員会での議論が孤立して進まないよう、常に情報を共有しながら連携体制のもとに進めていく必要がある。

3-5 まとめ

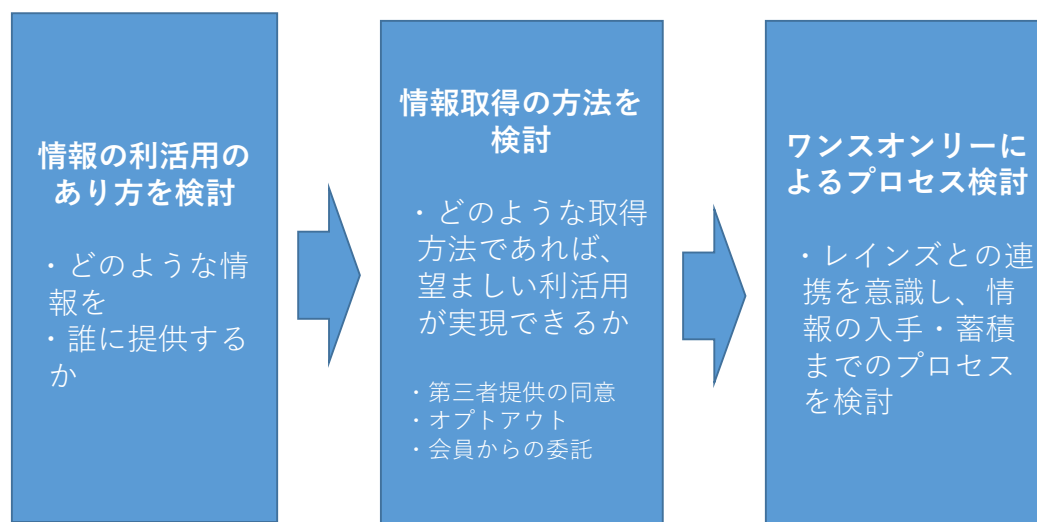
本研究会は、令和元年度（昨年度）に組成され、今年度は昨年度研究会での引継ぎ事項について議論が行われた。

今年度では、本検討を進めることの決議を取り、公益性と共益性の両面から多角的な議論を行ってきた。具体的には、費用の見直しを含めたハトマークサイトの運営費について検討を行い、システムベンダーの選定やWEB書式作成システムとの連動による物件情報連動システムの構築について結論を出した。

また、物件情報連動システムにより得られたデータの活用についても議論を行った。単年度では具体的な制度設計には至らなかったが、本システムを稼働させるにあたっての具体的な論点と課題については、明らかにすることができた。

今後は、下図に示すように、まずは、情報の利活用のあり方について、どのような情報を誰に提供するのかを定め、それをできる限り可能とするための情報取得の方法について議論を行うことが必要となる。

さらには、情報取得のプロセスについて、公益性の観点からもワンスオンリーの考え方に基づき、レインズとの連携を意識した制度設計を行う必要がある。



参考 不動産取引情報の提供事例

土地総合情報システム（国土交通省）

○不動産の取引価格及び地価公示・都道府県地価調査に関する情報を検索・閲覧できる国土交通省の Web サイト。2006 年運用開始。

情報提供取引件数 全国 345 万件。

○不動産の取引当事者を対象にアンケート調査を実施。

- ・物件が容易に特定できないよう加工したうえで公表。
- ・土地所在地の住所、地図、航空写真から検索可

<公開情報>

○取引総額 ○面積 ○土地の形状 ○前面道路 ○都市計画制限

○取引時期 等

土地総合情報システム
Land General Information System

不動産の取引価格、地価公示・都道府県地価調査の価格を検索してご覧になることができる国土交通省のWEBサイトです。

市町村の情報は、国勢調査の集計・提供から、
不動産の取引価格情報提供制度

実際に行われた不動産の取引価格をご覧になりたい方へ

不動産取引価格情報検索

こちらからアンケート結果がご覧になります

▶ Go to English web site

標準地や基準地の価格をご覧になりたい方へ

地価公示
都道府県地価調査

地価公示（標準地の価格）・
都道府県地価調査（基準地の価格）が
ご覧になります

調査票が届いた方へ

不動産取引のアンケート結果の公開について

不動産取引価格アンケート回答

こちらからアンケートにご回答下さい

不動産の取引価格提供制度について

- 概要
 - ・土地と建物などの売買の売買価格に加えて、所在地、土地の形状、形状、前面道路や都市計画に関する情報も公開されます。
 - ・全ての公表データはダウンロードできます。
 - ・全国の主要都市圏を中心に土地取引の平均値などがわかります。
- アンケート調査についてよくある質問
- これまでに寄せられたご意見・ご質問の集計結果
- 本サイトについての概要アンケートにご協力ください



不動産の取引価格情報提供制度とは

誰もが安心して不動産の取引を行えるように、数多くの取引価格情報をアンケートにより収集し、個人情報保護に留意しながらインターネットを活用して提供する、国の制度です。

ステップ1 検索サイトで
取引価格を入力



検索結果: 97件中 1件目 ~ 20件目を表示中(1/5ページ目)

不動産取引価格情報 土地														
詳細表示	所在地	地域	最寄駅		取引価格	土地				今後の利用目的	前面道路			取引時期
			名称	距離		坪単価	面積	m ² 単価	形状		幅員	種類	方位	
1	新宿区	豊谷	南武線 豊谷駅	徒歩1分	4,000万円	410万円	35m ²	120万円	長方形	その他	4.5m	区道	西	1種住居
2	新宿区	豊谷	南武線 豊谷駅	徒歩1分	6,800万円	160万円	145m ²	48万円	長方形	住宅	2.9m	区道	西	2種住居
3	新宿区	豊谷	南武線 豊谷駅	徒歩1分	18,000万円	490万円	120m ²	150万円	ほぼ長方形		23.7m	国道	南東	商業

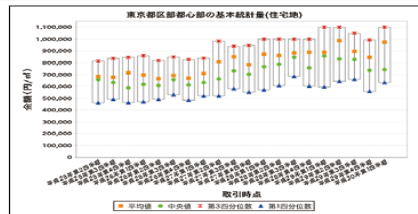
ステップ3 取引価格情報(実際の売買価格等)がご覧になります

これまでに、全国の取引345万件の土地、土地と建物、区分所有建物(中古マンション等)の実際の売買価格等のデータを、国土交通省のホームページ (<https://www.land.mlit.go.jp/webland/>) にて公表しています。(無料)

不動産取引価格情報 土地														
詳細表示	所在地	地域	最寄駅		取引価格	土地				今後の利用目的	前面道路			取引時期
			名称	距離		坪単価	面積	m ² 単価	形状		幅員	種類	方位	
1	千代田区 豊洲	南豊洲	有明線 豊洲駅	徒歩1分	74,000万円	2,200万円	110m ²	680万円	長方形		22.0m	区道	北西	商業
2	千代田区 神田区	南豊洲	有明線 神田区	徒歩1分	8,900万円	960万円	30m ²	290万円	ほぼ長方形		8.0m	区道	南西	商業

このウェブサイトでいろいろ調べることができます。

- **全国の主要都市を対象に、土地単価の平均値などがわかります。**
※全国の都道府県庁所在地都市、政令指定都市、中核市等【東京都区部都心(住宅地)の例】



<https://www.land.mlit.go.jp/webland/basicStatistic.html>

- **英語版もあります。**

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism publishes Land prices subject to transactions through the Internet(Land General Information System)in English.



https://www.land.mlit.go.jp/webland_english/top.html

- **全ての公表データはダウンロードができます。**
※全てのデータは、CSV形式にてダウンロードできます。

<https://www.land.mlit.go.jp/webland/download.html>

- **地価公示・都道府県地価調査の価格と**
いっしょに見ることができます。

※地価公示・都道府県地価調査を閲覧するシステム(標準地・基準地検索システム)からの地図上へのリンク機能を追加しています。



問い合わせ先：国土交通省土地・建設産業局 不動産市場整備課 Tel 03-5253-8111 (代表)

出典：国土交通省HP

レインズによる情報提供

レインズでは、登録された物件情報について、REINS Market Informationとして下図に示すような情報提供を行っている。



成約価格を基にした不動産取引情報提供サイト

REINS Market Information

[トップページ](#)

[初めてご利用する方へ](#)

[用語の説明](#)

[よくあるご質問](#)

[リンク集](#)

[プライバシーポリシー](#)

[お問い合わせ](#)

[ヘルプ](#)

取引情報検索 今月の検索対象取引情報 約 **111,000** 件

検索したい条件(建物種別・都道府県・地域)を選択し、「検索する」ボタンを押してください。



都道府県(必須)

地域(必須)

地域詳細情報

検索する



都道府県(必須)

地域(必須)

地域詳細情報

検索する

▲ 地域を選択すると、その地域に含まれる行政区画の情報が地域詳細情報欄に表示されます。

▲ 検索条件に該当する取引情報が直近1年に100件に満たない場合には、原則として検索結果を表示できませんので予めご了承ください。

REINSは、国土交通大臣指定の不動産流通機構が運営・管理している不動産流通標準情報システムです。

当サイトでは、全国4つの指定流通機構で構成されている全国指定流通機構連絡協議会が保有する、実際に売買が行われた物件の価格(成約価格)等の取引情報を検索することができます。詳しくは、「[初めてご利用する方へ](#)」をご確認ください。

お知らせ

- ▶ [検索対象取引情報を更新しました。\(2020年11月5日\)](#)
- ▶ [システムメンテナンスのお知らせ\(2020年8月4日\)](#)
- ▶ [リニューアルのお知らせ\(2012年3月28日\)](#)
- ▶ [サイトをリニューアルしました。\(2010年2月30日\)](#)
- ▶ [本格運用を開始しました。\(2007年4月1日\)](#)

▶ [過去のお知らせはこちら](#)



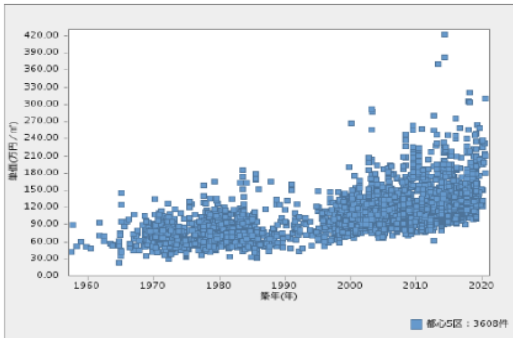
土地総合情報システムでは、「[地価公示\(標準地\)](#)」、「[都道府県地価調査\(標準地\)](#)」及び「[取引価格](#)」の情報を検索・閲覧することができます。

検索結果

- ▲ グラフ上の取引情報をクリックし、「拡大する」ボタンを押すことで、グラフを拡大することができます。
- ▲ 追加検索条件を選択して、「検索する」ボタンを押すことで、絞り込み検索を行うことができます。
- ▲ 不動産の価格(成約価格)や取引情報により変動し、一時的に定まるものではないので、ご注意ください。

選択された条件	建物種別: マンション	都道府県: 東京都	地域: 都心5区
	地域詳細: 指定なし	沿線: 指定なし	最寄り駅: 指定なし
	駅からの距離: 指定なし	単価: 指定なし	専有面積: 指定なし
	間取り: 指定なし	成約時期: 指定なし	用途地域: 指定なし
	築年数: 指定なし		

直近1年の取引情報グラフ



追加検索条件

地域詳細

沿線

最寄り駅

駅からの距離 ☐ 徒歩5分以内 ☐ 徒歩10分以内
☐ 徒歩15分以内 ☐ 徒歩15分超
☐ バス

単価 以上 以下

専有面積 超 以内

間取り ☐ ワンルーム ☐ 1K/DK/LDK
☐ 2K/DK/LDK ☐ 3K/DK/LDK
☐ 4K以上

築年数

成約時期

用途地域

軸
☒ 築年(年) × 単価(万円/㎡)
☐ 成約時期(期間) × 単価(万円/㎡)

クリア

検索する

	△沿線	△最寄駅	△駅からの距離	所在	単価 (万円/m ²)	専有面積	間取り	築年	成約時期	用途地域
1	総武本線	新日本橋	徒歩5分以内	中央区日本橋本町	122万円	40～60m ²	2LDK	2013年から 2014年	2020年8月～ 2020年10月	商業
2	総武本線	馬喰町	徒歩5分以内	千代田区東神田	47万円	20～40m ²	1K	1976年から 1977年	2020年2月～ 2020年4月	商業
3	総武本線	馬喰町	徒歩5分以内	千代田区東神田	52万円	20～40m ²	ワンルーム	1980年から 1981年	2020年5月～ 2020年7月	商業
4	総武本線	馬喰町	徒歩5分以内	千代田区東神田	60万円	20～40m ²	ワンルーム	1980年から 1981年	2019年11月～ 2020年1月	商業
5	総武本線	馬喰町	徒歩5分以内	千代田区東神田	63万円	0～20m ²	ワンルーム	1980年から 1981年	2020年6月～ 2020年7月	商業
6	総武本線	馬喰町	徒歩5分以内	千代田区東神田	84万円	40～60m ²	2LDK	1999年から 2000年	2020年2月～ 2020年4月	-
7	総武本線	馬喰町	徒歩5分以内	千代田区東神田	86万円	40～60m ²	2K	2004年から 2005年	2020年8月～ 2020年10月	商業
8	総武本線	馬喰町	徒歩5分以内	千代田区東神田	89万円	20～40m ²	1K	2003年から 2004年	2019年11月～ 2020年1月	商業
9	総武本線	馬喰町	徒歩5分以内	千代田区東神田	92万円	60～80m ²	2LDK	2004年から 2005年	2019年11月～ 2020年1月	商業
10	総武本線	馬喰町	徒歩5分以内	千代田区東神田	97万円	0～20m ²	1K	2002年から 2003年	2019年11月～ 2020年1月	-

マーケット情報

選択した建物種別・地域の平均的な取引価格を確認することができます。
確認したい情報のリンクを選択してください。（新たに別画面を開いて表示します。）

マンション

- ▶ [直近2年間の平均取引価格・平均㎡単価・平均専有面積の推移](#)
- ▶ [直近2年間の間取り別物件数の推移](#)
- ▶ [直近2年間の築年別物件数の推移](#)